

(証券コード8562)
平成27年6月5日

株 主 各 位

福島県福島市万世町2番5号
株式会社 福島銀行
取締役社長 森 川 英 治

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福島県福島市万世町2番5号
当行本店 地下大会議室
3. 目 的 事 項
報告事項 1. 第149期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
2. 第149期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「8. 業務の適正を確保する体制」並びに個別注記表及び連結注記表につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類又は連結計算書類等の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類等の一部であります。
 - ◎ 当日は軽装にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ コーポレートガバナンス・コードに係る基本的な考え方につきましては、平成27年6月9日(火)に当行ウェブサイトに掲載いたします。

添付書類

第149期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客様に金融商品・サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期におけるわが国経済は、円安及び原油安の定着化等を背景に大企業を中心として業績の改善が広がったことから、消費税率引き上げによる反動減からの持ち直しの動きに弱さはみられるものの、設備投資及び雇用・所得環境の改善傾向を維持しており、経済全体では緩やかな回復基調にありました。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、復興需要による公共投資や民間投資需要が堅調に推移し、また、好調な雇用・所得環境を背景に緩やかに回復しております。この間の企業倒産件数は、復興需要の下支えもあり低水準で推移しました。

(事業の経過及び成果)

こうした金融経済環境のなか、当行は「真面目にがんばっている人を真面目に応援する 真面目な銀行」を目指す姿とした中期経営計画「ふくぎん 本気 (マジ) 宣言」の最終年度として、様々な取組みを行いました。

「新しい福島創造への積極的貢献」として、地域金融機関の役割を担うため取引先企業の復興・再生支援への取組みを強化した結果、支援機構等外部機関の活用実績は33件（中計期間累計では67件）となりました。また、事業創業、拡大、継続、承継への支援として、産業競争力強化法に伴う自治体連携を県内5市から認定を受け創業支援への足掛かりとしたほか、取引先の販路拡大支援として各種商談会への参加呼びかけを行いました。

「『お客様本位』の徹底」として、シニアのお客様の利便性の向上、安心・安全な取引の提供、心身ともに健やかで豊かな生活をサポートする取組みをより一層強化するための施策である「シニアのお客さまへの本気宣言！！」の第三弾を公表し、活き活き健康教室やどこでも勉強会などの各種イベント開催や、新商品の発売により、ラインアップの合計は26の商品・サービスを提供するに至りました。更に、がんばっている女性を応援するため、専門のプロジェクト「わたし-Lachic (らしく)」を立ち上げ、女性向けの商品やサービスの開発にも力を入れました。

「地域のお客様との取引拡大と深化」として、相談機能の充実による取引先との関係強化を図るため、県内6地区での税務相談会や支店単位での資産運用セミナーの開催など、お客様に質の高い情報の提供を行いました。

「安定した収益力と強固な財務基盤の実現」として、有価証券運用を積極化し、利回りの低い国内債券から投資信託での運用を強化いたしました。また、営業店事務の本部集中化を進め、営業力の強化を図りました。

「社会貢献への取組強化」として、期末残高の0.01%相当を尾瀬保護財団に寄付する環境保護定期「みんなの尾瀬」の推進により、当初目標の1,000億円を達成し当期末残高1,024億円となりました。これにより、

寄付額は10百万円を超えることとなりました。このほか、お取引の有無に関係なく気軽に参加できるよう季節ごとのイベントを開催し、地域のみなさまの思い出づくりのお手伝いをさせていただきました。また、地域の多くの方々との出逢いの中で、「ありがとうございます」と心の底から感謝したい気持ち、胸が熱くなる物語を紹介した「ふくぎん『ありがとう』物語」パネル展を開催し、これら50選を綴った冊子を発刊いたしました。

こうした取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の預金（譲渡性預金を含む）は、前期末比22,771百万円増加し、701,683百万円となりました。これは主に、東日本大震災に関連した資金の流入によるものです。

貸出金は、前期末比7,069百万円増加し、475,680百万円となりました。これは主に、地公体向け及び消費者ローンを中心とした個人向け貸出が増加したことによるものです。

有価証券は、前期末比15,472百万円増加し、236,505百万円となりました。これは主に、将来の金利リスクを抑制するため国債や社債を減少させた一方で、投資信託での運用を積極化したことによるものです。

損益面につきましては、経常収益は、前期比2,622百万円増加し、16,425百万円となりました。これは主に、貸出金利回りの低下により貸出金利息は減少したものの、有価証券の積極運用により有価証券利息配当金（主に保有投資信託の解約益及び収益分配金）が増加したことによるものです。

一方経常費用は、前期比1,470百万円増加し、11,938百万円となりました。これは主に、預金金利の低下により預金利息は減少したものの、人員数の増加や次期基幹系システムの更改に伴う営業経費の増加に加え、国債等債券償還損（保有投資信託の解約損）が増加したことによるものです。

これらの結果、経常利益は、前期比1,151百万円増加し、4,486百万円となりました。また、当期純利益は、前期比841百万円増加し、3,298百万円となりました。

(対処すべき課題)

当行は、平成26年度を最終年度とした3カ年中期経営計画「ふくぎん本気(マジ)宣言」を推進してまいりましたが、基本的な考え方は継承しつつも、「福島の福島銀行」として地元にしっかりと根を張り、「福島は福島銀行」と言われるように本気で取組む決意を継続し、更に高めていくことを宣言するため、平成27年度より新たな中期経営計画「ふくぎん本気(マジ)宣言Ⅱ」を策定いたしました。

中期経営計画の目指す姿は「真面目にがんばっている人を真面目に応援する 真面目な銀行 ～ ウォーム・マネーの福島銀行 ～」であります。

また、主要課題として、「顧客・地域支援力の強化」「顧客・地域を強力に支援するための基盤・能力・収益力の強化」を掲げており、地域の発展に貢献するため更には地域のみなさまの課題解決に向けて本気で取組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	5,995	6,151	6,439	6,614
定期性預金	3,462	3,409	3,375	3,419
その他	2,532	2,742	3,063	3,195
貸 出 金	4,615	4,536	4,686	4,756
個人向け	1,567	1,584	1,600	1,635
中小企業向け	1,961	1,879	1,852	1,828
その他	1,086	1,072	1,234	1,293
商品有価証券	0	0	1	1
有 価 証 券	1,757	2,094	2,210	2,365
国 債	907	1,134	1,124	955
その他	849	959	1,086	1,410
総 資 産	6,731	6,938	7,279	7,639
内国為替取扱高	17,201	17,649	18,484	19,058
外国為替取扱高	百万ドル 39	百万ドル 46	百万ドル 47	百万ドル 30
経 常 利 益	百万円 2,244	百万円 2,582	百万円 3,335	百万円 4,486
当 期 純 利 益	百万円 1,767	百万円 1,797	百万円 2,457	百万円 3,298
1株当たり当期純利益	7円69銭	7円82銭	10円69銭	14円35銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	163	156	158	183
連結経常利益	25	26	36	46
連結当期純利益	20	18	27	34
連結包括利益	38	43	26	49
連結純資産額	220	261	284	331
連結総資産	6,754	6,959	7,304	7,664

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	549人	522人
平均年齢	41年5月	42年1月
平均勤続年数	18年1月	19年1月
平均給与月額	361千円	363千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
福 島 県	50店 うち出張所 (5)	49店 うち出張所 (5)
宮 城 県	1 (0)	1 (0)
栃 木 県	1 (0)	1 (0)
茨 城 県	1 (0)	1 (0)
埼 玉 県	1 (0)	1 (0)
合 計	54 (5)	53 (5)

(注) 上記のほか、当年度末において、ローンプラザを3カ所(福島、郡山、いわき)、東京事務所(東京都中央区)及び店舗外現金自動設備94カ所(前年度末95カ所)を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

いつでもどこでも支店 (福島市万世町2番5号)

(注) 当年度新設営業所のいつでもどこでも支店は、インターネット専用の支店であります。

ハ. 当年度廃止営業所

該当ありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を1カ所廃止いたしました。
さくら通出張所 (郡山市虎丸町)

ニ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	327
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 ふくぎ リース	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務	昭和57年 7月1日	10百万円	100.00%	子会社
株式会社 福島カード サービス	福島県福島市 万世町2番5号	クレジット カード業務 及び信用 保証業務	平成元年 5月12日	105百万円	56.45%	子会社
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市清住 町二丁目7番1号	コンピューター 関連業務	平成7年 12月12日	60百万円	39.69%	関連 法人等

(注) 1. 上記の子会社2社及び関連法人等1社の損益を含めた連結経常利益は4,678百万円、連結当期純利益は3,453百万円となりました。

2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社セブン銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFIS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
紺野邦武	取締役会長	—	—
森川英治	取締役社長 (代表取締役)	—	—
和知昭	専務取締役 (代表取締役) 営業本部長	—	—
久能敏光	常務取締役 (代表取締役) 業務本部長	—	—
齋藤郁雄	取締役本部長	—	—
額額晃	取締役 (社外取締役)	—	—
吉原和子	常勤監査役	—	—
櫻井文雄	常勤監査役	—	—
相良勝利	監査役 (社外監査役)	石巻専修大学 経営学部特任 教授	財務及び会計 に関する相当 程度の知見を 有しております。
新開文雄	監査役 (社外監査役)	弁護士法人新開 法律事務所代表 社員弁護士	—
(当年度中に退任した役員)			
菅野則夫	専務取締役 (平成26年6月24日 退任)		

- (注) 1. 当行は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
2. 監査役の相良勝利氏は、平成27年3月31日付で重要な兼職先である石巻専修大学を退任しております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高野俊哉	執行役員 本店営業部長	—	—
佐藤明則	執行役員 企画本部長	—	—
吉田直人	執行役員 郡山営業部長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

支給額の年間実績 (平成26年4月から平成27年3月まで)

区分	支給人数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	年85百万円 (年6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	年27百万円 (年4百万円)
合計	11名	年112百万円

- (注) 1. 上記支給人数と報酬等の支給額には、平成26年6月24日開催の第148回定時株主総会の日をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 株主総会で定められた報酬限度額 (第125回定時株主総会決議)
 取締役 月額 2,250万円以内
 監査役 月額 700万円以内
3. 上記支給額のほか、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役1名に対して36百万円を支給しております。
4. 上記支給額のほか、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給決議に基づき、役員退職慰労金を各取締役及び監査役の退任時に支払う予定であります。その総額は、取締役2名に対して92百万円、監査役1名に対して1百万円 (うち社外監査役1名1百万円) となる予定であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
監査役 相良 勝利	石巻専修大学経営学部特任教授
監査役 新開 文雄	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士

(注) 上記社外監査役2名の兼任先である石巻専修大学並びに弁護士法人新開法律事務所と当行の間に利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 瀨瀬 晃	1年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に事業会社の元経営者としての豊富な経験と幅広い見地からの発言を行っております。
監査役 相良 勝利	6年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、また、当期中に開催した監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に財務・会計に関する専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 新開 文雄	3年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、また、当期中に開催した監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	10	—

(注) 支給人数3名の内訳は、社外取締役1名及び社外監査役2名であります。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	900,000千株
A種優先株式	900,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	230,000千株（自己株式199,085株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	16,299名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,669千株	4.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	6,844	2.97
福島銀行従業員持株会	4,447	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,444	1.93
株式会社アラジン	3,931	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,563	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	2,555	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	2,535	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,521	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口3）	2,487	1.08

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 牧野あや子 指定有限責任社員 菅 博雄	52	基幹系システム移行推進プロジェクトにおける第三者評価

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 上記報酬には、基幹系システム移行推進プロジェクトにおける第三者評価の報酬2百万円を含んでおります。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は52百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

業務の適正を確保する体制は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第149期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	18,127	1,228	1,228	92	1,000	4,573	5,665
会計方針の変更による 累積的影響額						65	65
会計方針の変更を反映 した当期首残高	18,127	1,228	1,228	92	1,000	4,639	5,731
当期変動額							
剰余金の配当						△344	△344
利益準備金の積立				69		△69	—
別途積立金の積立					1,500	△1,500	—
当期純利益						3,298	3,298
自己株式の取得							
自己株式の処分		0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	0	0	69	1,500	1,384	2,953
当期末残高	18,127	1,228	1,228	161	2,500	6,023	8,684

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△16	25,005	2,187	574	2,762	27,767
会計方針の変更による 累積的影響額		65				65
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△16	25,071	2,187	574	2,762	27,833
当期変動額						
剰余金の配当		△344				△344
利益準備金の積立		—				—
別途積立金の積立		—				—
当期純利益		3,298				3,298
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,410	78	1,488	1,488
当期変動額合計	△0	2,952	1,410	78	1,488	4,441
当期末残高	△16	28,024	3,597	652	4,250	32,275

第149期末 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	36,795	預渡性預金	661,375
商品有価証券	106	借用金	40,210
金銭の信託	1,690	外国為替	22,320
有価証券	236,007	社債	6
貸出金	474,227	その他の負債	3,000
外国為替	256	賞与引当金	2,371
リース債権及びリース投資資産	2,886	退職給付に係る負債	184
その他の資産	6,307	役員退職慰労引当金	1,834
有形固定資産	11,331	睡眠預金払戻損失引当金	106
建物	4,685	睡眠預金払戻損失引当金	117
土地	6,145	利息返還損失引当金	2
その他の有形固定資産	499	再評価に係る繰延税金負債	752
無形固定資産	665	負債ののれん	502
ソフトウェア	539	支払承諾	524
その他の無形固定資産	125	負債の部合計	733,307
繰延税金資産	944	(純資産の部)	
支払承諾見返	524	資本金	18,127
貸倒引当金	△ 5,266	資本剰余金	1,228
		利益剰余金	9,542
		自己株式	△ 16
		株主資本合計	28,882
		その他有価証券評価差額金	3,597
		土地再評価差額金	652
		退職給付に係る調整累計額	△ 81
		その他の包括利益累計額合計	4,169
		少数株主持分	116
		純資産の部合計	33,167
資産の部合計	766,475	負債及び純資産の部合計	766,475

第149期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	18,307
貸出金	11,910
有価証券利息	7,606
コールローン利息及び買入手形利息	4,274
預け金	6
その他	23
引当金	0
業務の他	2,042
の	700
の	3,653
償却	636
その他	3,016
経常費用	13,628
預讓債借	627
渡性借	390
債券貸借	37
用債	0
の	20
他	174
の	4
引当	1,097
業務の他	676
の	8,887
の	2,339
貸倒引当	264
その他	2,075
経常利益	4,678
特別利益	0
固定資産	0
別	17
固定資産	6
減損	10
税金等調整前当期純利益	4,662
法人税、住民税及び事業税	329
法人税等調整額	893
法人税等合計	1,223
少数株主損益調整前当期純利益	3,439
少数株主損失	14
当期純利益	3,453

第149期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,127	1,228	6,367	△16	25,707
会計方針の変更による累積的影響額			65		65
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,127	1,228	6,433	△16	25,773
当期変動額					
剰余金の配当			△344		△344
当期純利益			3,453		3,453
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	3,109	△0	3,108
当期末残高	18,127	1,228	9,542	△16	28,882

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,187	574	△150	2,611	131	28,449
会計方針の変更による累積的影響額						65
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,187	574	△150	2,611	131	28,515
当期変動額						
剰余金の配当						△344
当期純利益						3,453
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,410	78	69	1,558	△14	1,543
当期変動額合計	1,410	78	69	1,558	△14	4,652
当期末残高	3,597	652	△81	4,169	116	33,167

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 あ や 子 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菅 博 雄 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 あや子^①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄^②

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役 吉原和子 印

常勤監査役 櫻井文雄 印

監査役 相良勝利 印

監査役 新開文雄 印

(注) 監査役相良勝利及び監査役新開文雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第149期の期末配当につきましては、当期の業績並びに内部留保の状況などを考慮し以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき1円50銭 総額344,701,373円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月24日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 3,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
1	もり かわ ひで はる 森川 英 治 (昭和30年8月6日生)	昭和54年4月 日本銀行入行 平成10年7月 人事局総務課長 平成11年6月 政策委員会室総務課長 平成13年11月 福島支店長 平成17年3月 検査役 平成19年11月 金融機構局審議役 平成21年5月 検査室長 平成23年5月 日本銀行退職 平成23年5月 当行顧問 平成23年6月 取締役副社長 平成24年4月 取締役社長 (現在に至る)	132,000株
2	く のう とし みつ 久能 敏 光 (昭和31年9月28日生)	昭和55年4月 当行入行 平成16年4月 法人営業チームリーダー 平成16年7月 営業企画チームリーダー 平成17年4月 個人営業チームリーダー 平成18年3月 福島西支店長 平成20年3月 リスク管理チームリーダー 平成20年10月 経営管理チームリーダー 平成21年7月 営業本部長 平成22年6月 取締役管理本部長 平成23年3月 取締役企画本部長 平成25年6月 常務取締役企画本部長 平成26年6月 常務取締役業務本部長 (現在に至る)	91,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当行の株式数
3	さい とう いく お 齋 藤 郁 雄 (昭和29年8月25日生)	平成3年3月 当行入行 平成13年10月 市場営業部長 平成15年5月 リスク管理部長 平成16年4月 リスク統括チームリーダー 平成17年9月 資金統括チームリーダー 平成18年3月 市場営業チームリーダー 平成20年3月 業務本部長 平成20年6月 執行役員業務本部長 平成20年10月 執行役員市場本部長 平成21年7月 執行役員監査本部長 平成22年4月 執行役員管理本部長 平成22年6月 執行役員平支店長 平成24年6月 執行役員事務本部長 平成26年6月 取締役事務本部長 (現在に至る)	57,000株
4	※ さ とう あき のり 佐 藤 明 則 (昭和31年4月19日生)	昭和55年4月 当行入行 平成12年3月 平東支店長 平成13年6月 棚倉支店長 平成14年5月 経営企画部広報課長 平成15年5月 本店営業部法人営業部長 平成17年4月 本店営業部法人渉外部長 平成17年10月 相馬支店長 平成19年7月 二本松支店長 平成21年7月 会津支店長 平成24年6月 平支店長 平成26年6月 執行役員企画本部長 (現在に至る)	60,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当行の株式数
5	※ たかのとしや 高野俊哉 (昭和33年5月6日生)	昭和56年4月 当行入行 平成14年10月 原町支店長 平成17年4月 法人営業チームリーダー 平成18年3月 債権管理チームリーダー 平成18年6月 須賀川支店長 平成21年7月 証券保険室長 平成22年4月 営業推進室長 平成23年6月 白河支店長 平成24年6月 執行役員郡山営業部長 平成26年6月 執行役員本店営業部長 (現在に至る)	51,000株
6	こう けつ あきら 纈 纈 晃 (昭和27年4月21日生)	昭和51年4月 株式会社博報堂入社 平成7年12月 同社営業部長 平成11年12月 同社営業局長代理 平成14年6月 株式会社福島博報堂代表取締役社長 その後、株式会社盛岡博報堂、株式会社秋田博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社仙台博報堂の代表取締役社長及び取締役並びに株式会社青森博報堂の取締役を歴任 平成24年7月 株式会社東北博報堂顧問 平成25年3月 同社顧問を退任 平成25年4月 国立大学法人山形大学客員教授 平成25年6月 当行取締役 (現在に至る)	11,000株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

3. 額額晃氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当行は額額晃氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 額額晃氏は、事業会社の元経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもと、当行の経営を監督していただくとともに、当行の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
5. 額額晃氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 額額晃氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当行の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
7. 額額晃氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 額額晃氏は、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 額額晃氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
10. 当行は、社外取締役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者額額晃氏は、当行との間で当該責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、「社外取締役として、会社法第423条第1項に規定する責任を負うこととなった場合において、その職務を行なうに当たり、善意でかつ重大な過失がないときは、1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う」であります。
なお、本議案が承認可決され、額額晃氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役新開文雄氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
しん かい ふみ お 新開文雄 (昭和26年10月16日生)	平成4年4月 第一東京弁護士会登録 平成8年4月 福島県弁護士会登録替 新開法律事務所開設 平成16年6月 福島県労働委員会公益委員 平成18年4月 福島市顧問 (現在に至る) 平成20年11月 弁護士法人新開法律事務所代表社員 弁護士 (現在に至る) 平成23年6月 当行監査役 (現在に至る) 平成24年6月 福島県労働委員会会長 平成25年10月 福島地方労働審議会会長 (現在に至る)	6,000株

(注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 新開文雄氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

3. 新開文雄氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、当行の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

また、当行監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

4. 当行は、社外監査役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者新開文雄氏は、当行との間

で当該責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、「社外監査役として、会社法第423条第1項に規定する責任を負うこととなった場合において、その職務を行なうに当たり、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う」であります。

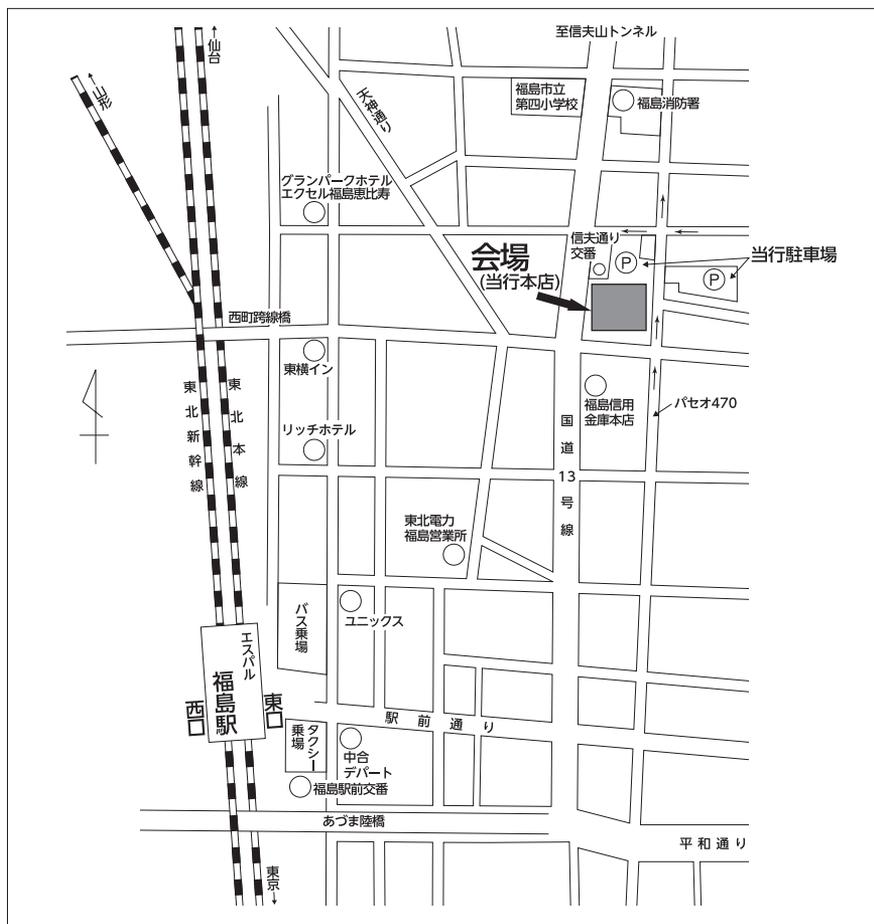
なお、本議案が承認可決され、新開文雄氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

第149回定時株主総会会場ご案内図

福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大会議室

電話(024)525-2525(代表)



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。